

大阪市水道事業管理規程第27号

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(給料) 第5条　〔略〕 2　会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）の給料の月額は、その者が新たに大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）第5条第2項の給料表の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）となったとしたならば受けることとなる号給の給料月額に相当する額とする。ただし、当該額が、その者が新たに常勤職員となったとしたならば大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程（ <u>令和6年大阪市水道事業管理規程第9号</u> ）第5条第1項第1号の規定により受けることとなる号給に、16号給、36号給又は56号給のうちからその者の職務区分（会計年度任用職員が従事する職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき大阪市水道局長	(給料) 第5条　〔同左〕 2　会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）の給料の月額は、その者が新たに大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）第5条第2項の給料表の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）となったとしたならば受けることとなる号給の給料月額に相当する額とする。ただし、当該額が、その者が新たに常勤職員となったとしたならば大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程（ <u>令和6年大阪市水道事業管理規程第9号。</u> ）第5条第1項第1号の規定により受けることとなる号給に、16号給、36号給又は56号給のうちからその者の職務区分（会計年度任用職員が従事する職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき大阪市水道局長

(以下「局長」という。)が定める区分をいう。)に応じて局長が決定した号給を加算した号給の給料月額に相当する額(以下この項において「上限額」という。)を超える場合にあっては、その者に支給する給料の月額は、当該上限額とする。 [3～7 略] (手当) 第11条 [略] 2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員(その者の任期、職務内容その他の事情を考慮して局長が定める職員を除く。)には、常勤職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、給与規程第29条第2項第1号の勤務成績による割合は、<u>100分の107.5</u>(給与規程第28条第2項第1号に規定する課長級以上の職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)とする。ただし、給与規程第28条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、欠勤(局長が定めるものを除く。以下同じ。)のため勤務しなかった職員又は法第29条の規定による懲戒処分(免職を除く。以下「懲戒処分」という。)をうけた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して局長が定める割合とする。	(以下「局長」という。)が定める区分をいう。)に応じて局長が決定した号給を加算した号給の給料月額に相当する額(以下この項において「上限額」という。)を超える場合にあっては、その者に支給する給料の月額は、当該上限額とする。 [3～7 同左] (手当) 第11条 [同左] 2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員(その者の任期、職務内容その他の事情を考慮して局長が定める職員を除く。)には、常勤職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、給与規程第29条第2項第1号の勤務成績による割合は、<u>100分の102.5</u>(給与規程第28条第2項第1号に規定する課長級以上の職員にあっては、<u>100分の122.5</u>)とする。ただし、給与規程第28条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、欠勤(局長が定めるものを除く。以下同じ。)のため勤務しなかった職員又は法第29条の規定による懲戒処分(免職を除く。以下「懲戒処分」という。)をうけた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して局長が定める割合とする。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

(令和6年11月29日揭示済)